

別府市「みんなで健活ポイント」事業参加規約【令和7年度】

第1条（目的）

1. 本規約は、市民が健康づくりの実践を通し、運動の習慣化による生活習慣病の予防や健康寿命の延伸を図ることを目的に、別府市が別府市「みんなで健活ポイント」事業（以下「本事業」といいます。）を実施するために必要な事項を定めたものです。
2. この規約に定めのない事項については、法令又は一般の慣習に従うものとします。

第2条（用語の定義）

1. 本規約における用語の定義は、次の各号に定めるところによります。
 - (1) 「申込者」とは、別府市により本事業の申込みを行った者をいいます。
 - (2) 「参加者」とは、申込者のうち、本事業参加に関しての各種規約に同意した者を言います。
 - (3) 「活動量計」とは、別府市が本事業で使用する指定の活動量計をいいます。

第3条（参加申込み及び承認）

1. 本事業への参加を希望する者は、本規約の内容及び個人情報の取り扱い等に同意した上で、別府市「みんなで健活ポイント」事業参加申込みを行うものとします。
2. 申込者が事業参加申込みをした後、当該申込者は本参加規約に同意したものとみなし、別府市が承認します。
3. 別府市は、申込者が次のいずれかの場合に該当すると判断したときは、その申込みを承認しないこと、又は承認を取り消すことがあります。
 - (1) 同一の参加者・申込者が複数の申込みを行った場合
 - (2) 申込者が実在しない場合又は本人確認ができない場合
 - (3) 虚偽の申込み等により、第4条に定める条件を満たさないことが判明した場合
 - (4) その他別府市が承認できない事由があると判断した場合

第4条（参加条件）

1. 本事業への参加条件は、申込者が次の各号の全てに該当することとします。
 - (1) 別府市に住民登録している方で、かつ18歳以上の方（別府市内に通勤通学している方も含む）
 - (2) 自己責任で本事業に参加できる方
 - (3) 暴力団員、暴力団関係者、その他反社会勢力に属していない方
 - (4) 本規約等に同意いただける方
 - (5) 本事業に関連するアンケート調査にご協力いただける方

第5条（参加者の負担）

1. 参加にかかる費用は無料とします。ただし、次に掲げる費用については、別途参加者の負担とします。

- (1) 活動量計の故障、又紛失に伴う再購入等にかかる費用、電池交換等にかかる費用
- (2) 事業参加に関する通話・通信・郵送にかかる費用
- (3) その他、別府市が別途指定する費用

第6条（実施内容）

1. 本事業への参加者は、次の事項に協力いただきます。
 - (1) アンケート調査の回答
 - (2) 活動量計やアプリによる計測及び送信
 - (3) 指定の体組成計による計測及び送信

2. 実施方法は、別途定める別府市「みんなで健活ポイント」事業参加手引き（以下「参加手引き」といいます。）に基づくものとします。

第7条（申込み内容の変更の申し出）

1. 参加者が別府市に届出した住所、電話番号等、第3条第1項の申込内容に変更が生じた場合、参加者は速やかに変更内容を別府市に連絡するものとします。
2. 別府市は、参加者から前項の変更に関する申出がなされない場合、参加者が獲得したポイントを無効とすることがあります。
3. 参加者が、本条第1項の変更の申出を行わなかったために、別府市からの通知又は、送付書類等が到着又は不着となった場合でも、当該通知又は送付書類等は、通常到着すべき時に参加者に到着したものとみなします。

第8条（退会の手続き）

1. 参加者は、本事業の実施期間中にやむを得ず退会する必要がある場合は、参加手引きに記載されている手続きを行っていただきます。
2. 退会後は、別府市が本事業を通して参加者から取得した情報のうち、個人を特定できる情報を削除した上で、参加者個人を識別不可能な形式に加工し、その上で本事業の評価等に利用するものとします。
3. 退会の手続き完了と同時に本事業のサービスも利用中止となり、ポイントは無効となります。
4. 活動量計の利用をしていた場合は、退会時に別府市に返却してください。

第9条（事業の中断・終了）

1. 別府市は、利用期間内であっても、本事業のサービスの中断又は、サービスの全部又は、一部の提供を終了することがあります。
2. 前項に基づき本事業中断・終了する場合、別府市は参加者に対して、その旨を事前に文書又は、別府市のホームページ等によって通知することとします。

第10条（禁止事項）

1. 参加者は、次に定める行為を行ってはなりません。
 - （1）本規約に違反する行為
 - （2）本事業に関する情報を改ざん又は消去する行為
 - （3）その他第三者に不当な不利益を与える行為

第11条（損害賠償等）

1. 参加者は、本事業に伴うサービス等の利用に関連して、自己の責に帰すべき事由により別府市に損害を与えた場合は、その損害を賠償していただきます。
2. 参加者は、本事業に伴うサービス等の利用に関連して、別府市以外の第三者との間で紛争が生じた場合は、自己の責任と費用において紛争を解決することとします。

第12条（免責事項）

1. 本事業は、参加者の健康改善・増進を支援するものであり、参加者の健康状態が改善・増進されることについて、保証するものではありません。
2. 別府市は、本事業の中止により、参加者又は、参加者に関わる第三者が損害を被った場合は、責任を負いません。
3. 別府市は、別府市の責によらない事由により、本事業のサービスの全部又は、一部の提供が不可能又は困難となった場合は、責任を負いません。
4. 別府市は、別府市の責によらない事由により、参加者の個人情報等が漏えいした場合は、責任を負いません。
5. 別府市は、参加者の故意又は過失に起因して第三者により使用された又は、破棄されたポイントに関して、参加者等に生じた損害について責任を負いません。
6. 別府市は、別府市が開催する講座、教室等の利用において、別府市の責によらない事由により参加者が被った損害については、責任を負いません。

第13条（個人情報の取扱い）

1. 本事業に伴うサービスの実施等に際して、別府市が参加者から取得した個人に関する情報（以下「参加者情報」といいます。）の取扱いを、本規約で定めるほか、個人情報の保護に関する法律に準拠するものとします。
2. 本事業の実施に際し、別府市は次に定める参加者情報を取り扱うこととします。
 - （1） 第3条に定める参加申込書にご記入いただいた次の項目
 - ・氏名、郵便番号、住所、性別、生年月日、身長、電話番号、メールアドレス等個人を特定する項目
 - （2） 第6条に定める事項の実施に伴い取得する次の項目
 - ・アンケート調査の回答結果
 - ・活動量データ、体組成計データ、別府市が開催する講座・教室等の参加状況
 - （3） 「マイページ」の利用ログ
 - （4） ポイント情報

3. 別府市が取り扱うこととなる参加者情報は、次の各号に定める目的の達成に必要となる範囲内で利用し、あらかじめ参加者本人の同意がある場合又は法令に基づく場合を除き、お預かりした参加者情報を利用目的以外に利用することはありません。
 - (1) 本事業の適切かつ合理的な運用のための利用
 - (2) 本事業の効果分析・評価のための利用
4. 別府市は、参加者情報を別府市が保有する医療費等に関連した情報と照合したのち、特定の個人を識別することができない状態に加工しかつ、特定の個人を識別することができる他の情報と容易に照合することができないようにしたうえで、前項第2号に定める効果分析や健康づくり計画策定等に利用することがあります。
5. 参加者情報の外部提供については、次の定めるとおりとします。
 - (1) 別府市は、本事業を行うにあたり、参加者情報の管理、歩数管理の仕組み等を(株)タニタヘルスリンクに委託します。そのため、本条第2項で定める個人情報を(株)タニタヘルスリンクに提供することとします。なお、別府市は、参加者情報の取扱いにおいては、安全管理が図られるよう(株)タニタヘルスリンクに対し必要かつ適切な管理・監督を行うものとします。
 - (2) 別府市は、参加者情報を統計処理した上で、その統計情報を本条第3項に定めた利用目的の範囲内で、外部に公表することがあります。
 - (3) 前項までの内容は、個人情報保護法・別府市個人情報保護条例及び関連法規・ガイドライン等の変更又は策定に合わせて変更されることがあります。
6. 参加者情報の安全管理措置については次に定めるとおりとします。
 - (1) お預かりした参加者情報については、漏えい、滅失又は、毀損の防止と是正、その他参加者情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じます。
 - (2) 別府市は、次に定めるとおり、参加者情報を適切に保護し、取り扱います。
 - (ア) 参加者情報を取り扱う組織ごとに個人情報保護の責任者を置き、適切な管理に取り組みます。
 - (イ) 利用目的や問い合わせ窓口をお知らせした上で、適切な範囲内で参加者情報を取得します。
 - (ウ) 本条3項に定めた利用目的の範囲内で参加者情報を利用します。
 - (エ) あらかじめ同意いただいている場合又は法令で認められている場合を除き、本条3項に定めた利用目的の範囲を超えて参加者情報を別府市以外の第三者に提供又は開示しません。
 - (オ) 参加者本人より参加者情報の照会・開示等について、参加手引きに記載する問い合わせ窓口にご連絡いただいた場合は、適切に対応します。
 - (カ) 参加者情報への不正アクセス、参加者情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えい等を防止するために、参加者情報を安全に管理し、セキュリティの確保・向上・是正に努めます。
 - (キ) 関連する法令、その他の規範を順守するとともに、環境の変化に合わせた適切な個人情報保護の取り組み及び継続的な改善・向上に努めます。

第14条（規約の変更）

1. 参加者は、本規約の変更については、文書又は別府市のホームページ等によって事前に変更内容を通知した後は、変更の事実及びその内容を承認したものとみなします。
2. 参加者情報の利用目的、又は利用範囲の変更を行う旨の参加規約の変更を行う場合は、個人情報保護法・別府市の個人情報保護条例及び関連法規・ガイドラインに基づき、別府市より参加者に事前に通知し、同意を得た場合に限り行います。

附則

本規約は令和7年5月1日から適用します。

令和7年5月

別府市健康推進課